18　規則別表第３財務専門官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項に掲げる者とする。
19　規則別表第３国税専門官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。
20　規則別表第３食品衛生監視員採用試験の項ロ⑶に規定する「人事院が⑴又は⑵に掲げる者と同等の資格があると認める者」は、厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者であって、独立行政法人水産大学校を卒業した者及び試験年度の３月までに独立行政法人水産大学校を卒業する見込みの者とする。
21　規則別表第３労働基準監督官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」及び同表航空管制官採用試験の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。
22　規則別表第３航空管制官採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号及び第５号に掲げる者とする。
23　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「８年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「５年を」とする。
24　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第２号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して８年を経過した者（同項第１号イ又はロに該当する者を除く。）とする。
25　規則別表第３入国警備官採用試験の項第１号ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「８年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「５年を」とする。
26　規則別表第３入国警備官採用試験の項第２号に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して８年を経過した者（同項第１号イ又はロに該当する者を除く。）とする。
27　規則別表第３税務職員採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、第５項に掲げる者とする。この場合において、同項第１号及び第２号中「５年」とあるのは「６年」と、同号及び同項第３号から第６号までの規定中「２年を」とあるのは「３年を」とする。
28　規則別表第３航空保安大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
一　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
二　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、試験年度の４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して３年を経過していないもの
三　学校教育法施行規則第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
四　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
五　高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して３年を経過していないもの（高等学校卒業程度認定試験規則第８条第１項ただし書の規定の適用を受ける者であって、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のものを含む。）
六　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して３年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該本科を卒業する見込みの者
七　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの及び外国において試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
八　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して３年を経過していないもの
九　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの
十　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して３年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して３年を経過していないもの又は試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者のうち、試験年度の４月１日における年齢が17歳以上のもの
29　規則別表第３海上保安大学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、前項に掲げる者とする。この場合において、同項各号中「３年を」とあるのは、「２年を」とする。
30　規則別表第３海上保安学校学生採用試験の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
一　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの）
二　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、試験年度の４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して５年を経過していないもの（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、同項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、試験年度の４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して６年を経過していないもの）
三　学校教育法施行規則第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの及び試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者）
四　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。以下この号において「課程修了者」という。）であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して５年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（採用試験が同一年度に２回行われる場合における初回の採用試験にあっては、課程修了者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して６年を経過していないもの及び試験年度の９月までに当該課程を修了する見込みの者）